

青森県報

第三千三百九十七号

平成二十三年

六月八日

(水曜日)

目次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定……………(税 務 課) ……一
基本測量の実施……………(監 理 課) ……一

公 告

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の公告……………(経営支援課) ……一
第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案の公告……………(同) ……二

出先機関

青森県営農高等学校の学生募集……………(営農高等学校) ……三
土地改良区の役員の住所変更……………(三 八 地 域 局) ……四

公安委員会

青森県暴力団排除条例施行規則……………(組 織 犯 罪 対 策 課) ……五

告

示

青森県告示第五百一十一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第一項前段の規定により、次の者につき三八地域県民局長が軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、青森県条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十二条の

五前段の規定により告示する。

平成二十三年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 年 月 日
中里石油株式会社	中里 殖行	三戸郡五戸町大字上市川字 赤川川原七八	平成 三・六・一

青森県告示第五百一十二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量(一等磁気測量)
- 二 作業期間
平成二十三年六月十日から平成二十四年二月二十九日まで
- 三 作業地域
上北郡横浜町

公

告

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の公告

中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十六条第一項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたいので、同条第七項の規定により、次のとおり当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を公告し、縦覧に供する。

平成二十三年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 第一種大規模小売店舗立地法特別区域の案

- 1 十和田市東一番町七の一、七の四、七の六、七の八七、七の二九、七の三三
一、七の二三五

- 2 十和田市稻生町一八二の一、一八三の二

- 3 十和田市稻生町二六の一、二六の二、二六の三、二六の五、二六の二一、二六の二二、二七の一、二七の二、二七の三、二七の四、二八の二一

二 第一種大規模小売店舗立地法特別区域の案及び添付書類の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

- 2 期間

平成二十三年六月八日から同月二十二日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

三 意見書の提出

この公告に係る第一種大規模小売店舗立地法特別区域の案について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限

平成二十三年六月二十二日

- 2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

- 3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見及びその理由

- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

第二種大規模小売店舗立地法特別区域の案の公告

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十五条第一項の

規定により第二種大規模小売店舗立地法特別区域を定めたいので、同条第四項において準用する同法第三十六条第七項の規定により、次のとおり当該第二種大規模小売店舗立地法特別区域の案を公告し、縦覧に供する。

平成二十三年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 第二種大規模小売店舗立地法特別区域の案

- 1 十和田市稻生町一四二の四、一四三の一、一四三の三、一四三の四、一四四の一、一四五の一、一四五の二、一四六の一、一四六の五、一四六の六、一四六の七、一四七の五、一四七の二五、一四七の一八、一四七の二九、一四七の二〇、一四七の二一、一四七の二三、一四七の二四、一四七の二六、一四七の三五、一四七の四九、一四七の五〇、一四七の五五

- 2 十和田市稻生町一九の五、一九の一、一九の二、二〇の一、二〇の九、二〇の一〇、二〇の二二、二〇の二三、二〇の二四、二〇の二六、二〇の二七、二〇の二八、二〇の二九、二〇の三〇、二〇の三一、二〇の三二、二〇の三三、二〇の三四、二〇の三五、二〇の三六、二〇の三七、二〇の三八、二〇の三九、二〇の四〇、二〇の四一、二〇の四二、二〇の四三、二〇の四四、二〇の四五、二〇の四六、二〇の四七、二〇の四八、二〇の四九、二〇の五〇、二〇の五一、二〇の五二、二〇の五三、二〇の五四、二〇の五五、二〇の五六、二〇の五七、二〇の五八、二〇の五九、二〇の六〇、二〇の六一、二〇の六二、二〇の六三、二〇の六四、二〇の六五、二〇の六六、二〇の六七、二〇の六八、二〇の六九、二〇の七〇、二〇の七一、二〇の七二、二〇の七三、二〇の七四、二〇の七五、二〇の七六、二〇の七七、二〇の七八、二〇の七九、二〇の八〇、二〇の八一、二〇の八二、二〇の八三、二〇の八四、二〇の八五、二〇の八六、二〇の八七、二〇の八八、二〇の八九、二〇の九〇、二〇の九一、二〇の九二、二〇の九三、二〇の九四、二〇の九五、二〇の九六、二〇の九七、二〇の九八、二〇の九九、二〇の一〇〇、二〇の二〇、二〇の二一、二〇の二二、二〇の二三、二〇の二四、二〇の二五、二〇の二六、二〇の二七、二〇の二八、二〇の二九、二〇の三〇、二〇の三一、二〇の三二、二〇の三三、二〇の三四、二〇の三五、二〇の三六、二〇の三七、二〇の三八、二〇の三九、二〇の四〇、二〇の四一、二〇の四二、二〇の四三、二〇の四四、二〇の四五、二〇の四六、二〇の四七、二〇の四八、二〇の四九、二〇の五〇、二〇の五一、二〇の五二、二〇の五三、二〇の五四、二〇の五五、二〇の五六、二〇の五七、二〇の五八、二〇の五九、二〇の六〇、二〇の六一、二〇の六二、二〇の六三、二〇の六四、二〇の六五、二〇の六六、二〇の六七、二〇の六八、二〇の六九、二〇の七〇、二〇の七一、二〇の七二、二〇の七三、二〇の七四、二〇の七五、二〇の七六、二〇の七七、二〇の七八、二〇の七九、二〇の八〇、二〇の八一、二〇の八二、二〇の八三、二〇の八四、二〇の八五、二〇の八六、二〇の八七、二〇の八八、二〇の八九、二〇の九〇、二〇の九一、二〇の九二、二〇の九三、二〇の九四、二〇の九五、二〇の九六、二〇の九七、二〇の九八、二〇の九九、二〇の一〇〇、二〇の二〇、二〇の二一、二〇の二二、二〇の二三、二〇の二四、二〇の二五、二〇の二六、二〇の二七、二〇の二八、二〇の二九、二〇の三〇、二〇の三一、二〇の三二、二〇の三三、二〇の三四、二〇の三五、二〇の三六、二〇の三七、二〇の三八、二〇の三九、二〇の四〇、二〇の四一、二〇の四二、二〇の四三、二〇の四四、二〇の四五、二〇の四六、二〇の四七、二〇の四八、二〇の四九、二〇の五〇、二〇の五一、二〇の五二、二〇の五三、二〇の五四、二〇の五五、二〇の五六、二〇の五七、二〇の五八、二〇の五九、二〇の六〇、二〇の六一、二〇の六二、二〇の六三、二〇の六四、二〇の六五、二〇の六六、二〇の六七、二〇の六八、二〇の六九、二〇の七〇、二〇の七一、二〇の七二、二〇の七三、二〇の七四、二〇の七五、二〇の七六、二〇の七七、二〇の七八、二〇の七九、二〇の八〇、二〇の八一、二〇の八二、二〇の八三、二〇の八四、二〇の八五、二〇の八六、二〇の八七、二〇の八八、二〇の八九、二〇の九〇、二〇の九一、二〇の九二、二〇の九三、二〇の九四、二〇の九五、二〇の九六、二〇の九七、二〇の九八、二〇の九九、二〇の一〇〇

- 3 十和田市東一番町七の一、七の二、七の三、七の四、七の五、七の六、七の七、七の八、七の九、七の十、七の十一、七の十二、七の十三、七の十四、七の十五、七の十六、七の十七、七の十八、七の十九、七の二十、七の二十一、七の二十二、七の二十三、七の二十四、七の二十五、七の二十六、七の二十七、七の二十八、七の二十九、七の三十、七の三十一、七の三十二、七の三十三、七の三十四、七の三十五、七の三十六、七の三十七、七の三十八、七の三十九、七の四十、七の四十一、七の四十二、七の四十三、七の四十四、七の四十五、七の四十六、七の四十七、七の四十八、七の四十九、七の五十、七の五十一、七の五十二、七の五十三、七の五十四、七の五十五、七の五十六、七の五十七、七の五十八、七の五十九、七の六十、七の六十一、七の六十二、七の六十三、七の六十四、七の六十五、七の六十六、七の六十七、七の六十八、七の六十九、七の七十、七の七十一、七の七十二、七の七十三、七の七十四、七の七十五、七の七十六、七の七十七、七の七十八、七の七十九、七の八十、七の八十一、七の八十二、七の八十三、七の八十四、七の八十五、七の八十六、七の八十七、七の八十八、七の八十九、七の九十、七の九十一、七の九十二、七の九十三、七の九十四、七の九十五、七の九十六、七の九十七、七の九十八、七の九十九、七の百、七の百一、七の百二、七の百三、七の百四、七の百五、七の百六、七の百七、七の百八、七の百九、七の百十、七の百十一、七の百十二、七の百十三、七の百十四、七の百十五、七の百十六、七の百十七、七の百十八、七の百十九、七の百二十、七の百二十一、七の百二十二、七の百二十三、七の百二十四、七の百二十五、七の百二十六、七の百二十七、七の百二十八、七の百二十九、七の百三十、七の百三十一、七の百三十二、七の百三十三、七の百三十四、七の百三十五、七の百三十六、七の百三十七、七の百三十八、七の百三十九、七の百四十、七の百四十一、七の百四十二、七の百四十三、七の百四十四、七の百四十五、七の百四十六、七の百四十七、七の百四十八、七の百四十九、七の百五十、七の百五十一、七の百五十二、七の百五十三、七の百五十四、七の百五十五、七の百五十六、七の百五十七、七の百五十八、七の百五十九、七の百六十、七の百六十一、七の百六十二、七の百六十三、七の百六十四、七の百六十五、七の百六十六、七の百六十七、七の百六十八、七の百六十九、七の百七十、七の百七十一、七の百七十二、七の百七十三、七の百七十四、七の百七十五、七の百七十六、七の百七十七、七の百七十八、七の百七十九、七の百八十、七の百八十一、七の百八十二、七の百八十三、七の百八十四、七の百八十五、七の百八十六、七の百八十七、七の百八十八、七の百八十九、七の百九十、七の百九十一、七の百九十二、七の百九十三、七の百九十四、七の百九十五、七の百九十六、七の百九十七、七の百九十八、七の百九十九、七の百一〇〇

- 2 十和田市東一番町七の一、七の二、七の三、七の四、七の五、七の六、七の七、七の八、七の九、七の十、七の十一、七の十二、七の十三、七の十四、七の十五、七の十六、七の十七、七の十八、七の十九、七の二十、七の二十一、七の二十二、七の二十三、七の二十四、七の二十五、七の二十六、七の二十七、七の二十八、七の二十九、七の三十、七の三十一、七の三十二、七の三十三、七の三十四、七の三十五、七の三十六、七の三十七、七の三十八、七の三十九、七の四十、七の四十一、七の四十二、七の四十三、七の四十四、七の四十五、七の四十六、七の四十七、七の四十八、七の四十九、七の五十、七の五十一、七の五十二、七の五十三、七の五十四、七の五十五、七の五十六、七の五十七、七の五十八、七の五十九、七の六十、七の六十一、七の六十二、七の六十三、七の六十四、七の六十五、七の六十六、七の六十七、七の六十八、七の六十九、七の七十、七の七十一、七の七十二、七の七十三、七の七十四、七の七十五、七の七十六、七の七十七、七の七十八、七の七十九、七の八十、七の八十一、七の八十二、七の八十三、七の八十四、七の八十五、七の八十六、七の八十七、七の八十八、七の八十九、七の九十、七の九十一、七の九十二、七の九十三、七の九十四、七の九十五、七の九十六、七の九十七、七の九十八、七の九十九、七の百、七の百一、七の百二、七の百三、七の百四、七の百五、七の百六、七の百七、七の百八、七の百九、七の百十、七の百十一、七の百十二、七の百十三、七の百十四、七の百十五、七の百十六、七の百十七、七の百十八、七の百十九、七の百二十、七の百二十一、七の百二十二、七の百二十三、七の百二十四、七の百二十五、七の百二十六、七の百二十七、七の百二十八、七の百二十九、七の百三十、七の百三十一、七の百三十二、七の百三十三、七の百三十四、七の百三十五、七の百三十六、七の百三十七、七の百三十八、七の百三十九、七の百四十、七の百四十一、七の百四十二、七の百四十三、七の百四十四、七の百四十五、七の百四十六、七の百四十七、七の百四十八、七の百四十九、七の百五十、七の百五十一、七の百五十二、七の百五十三、七の百五十四、七の百五十五、七の百五十六、七の百五十七、七の百五十八、七の百五十九、七の百六十、七の百六十一、七の百六十二、七の百六十三、七の百六十四、七の百六十五、七の百六十六、七の百六十七、七の百六十八、七の百六十九、七の百七十、七の百七十一、七の百七十二、七の百七十三、七の百七十四、七の百七十五、七の百七十六、七の百七十七、七の百七十八、七の百七十九、七の百八十、七の百八十一、七の百八十二、七の百八十三、七の百八十四、七の百八十五、七の百八十六、七の百八十七、七の百八十八、七の百八十九、七の百九十、七の百九十一、七の百九十二、七の百九十三、七の百九十四、七の百九十五、七の百九十六、七の百九十七、七の百九十八、七の百九十九、七の百一〇〇

- 1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

- 2 期間

平成二十三年六月八日から同月二十二日まで

- 3 時間

二 第二種大規模小売店舗立地法特別区域の案及び添付書類の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

- 2 期間

平成二十三年六月八日から同月二十二日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
 ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

三 意見書の提出
 この公告に係る第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年六月二十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

青森県営農大学校告示第二号

平成二十四年度青森県営農大学校学生を次のとおり募集するので、青森県営農大学校規則（昭和五十五年三月青森県規則第二十号）第七条第三項の規定により公示する。ただし、二次募集試験は一般募集試験（推薦選考を含む。）の合格者が定員に満たない場合のみ実施することとする。

平成二十三年六月八日

青森県営農大学校長 小 野 智 栄

一 修業年限

二年

二 募集人員

課 程	定 員
-----	-----

畑作園芸課程 果樹課程 畜産課程	七十名 (男女を問わない。)
------------------------	-------------------

三 受験資格等

1 推薦選考は、次の各号のすべてに該当する者で、出身学校長の推薦を得た者

- (一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは中等教育学校を平成二十四年三月までに卒業する見込みの者
- (二) 学校成績の評定平均値が三・〇以上の者

- (三) 卒業後、農業経営に従事する等地域の農業振興に尽くす意志が強固で健康な者

2 一般及び二次募集試験は、次の各号のいずれかに該当する者

- (一) 農業に従事し、又は従事しようとする青年で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は平成二十四年三月に卒業する見込みの者
- (二) 前項に規定する者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認める者

四 試験等の実施期日、場所及び試験科目

試験等	試験の期日等	試験の場所等	試験科目等
推薦選考	平成二十三年十一月九日（水）午前十一時	上北郡七戸町字大沢四八の八 青森県営農大学校	作文、面接、調査書等の関係書類
一般募集試験	平成二十四年一月十八日（水）午前九時十分	"	筆記試験「現代文、数学、生物、作文」、面接
二次募集試験	平成二十四年二月二十二日（水）午前九時十分	"	"

五 受験手続

試験 二次募集	試験 一般募集	推薦選考	試験等
"	一 入校願書(第一号様式 写真貼付) 二 本校所定の受験票(写 真貼付) 三 平成二十三年三月に高 等学校又は中等教育学校 を卒業した者及び平成二 十四年三月に卒業する見 込みの者にあつては、志 願者調査書 四 前項に規定する以外の 者にあつては、次に掲げ る書類 イ 最終出身学校の卒業 証明書又は卒業見込証 明書 ロ 最終出身学校の成績 証明書 ハ 健康診断書	一 入校願書(第一号様式 写真貼付) 二 本校所定の受験票(写 真貼付) 三 志願者調査書 四 出身学校長の推薦書 (第二号様式)	提出書類
平成二十四年二 月一日(水)か ら同月八日(水) まで	平成二十三年十 二月八日(木) から同月十五日 (木)まで	平成二十三年十 月三日(月)か ら同月十三日 (木)まで	受付期間
"	"	(〒〇三九 二五九 八) 上北郡七戸町字大沢 四八の八 青森県営農大校	提出先

六 合格者の発表
1 発表期日等

試験等	発表の期日
推薦選考	平成二十三年十一月十七日(木)
一般募集試験	平成二十四年一月二十六日(木)
二次募集試験	平成二十四年三月一日(木)

2 青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭による開示を請求することができる(本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること)。

- (一) 開示する個人情報、科目別得点及び総合得点とする。
- (二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。
- (三) 開示場所は、青森県営農大校会議室とする。

七 授業料等(改定された場合は、改定後の金額を適用する。)

- 1 入校検定料 二千二百円
- 2 入校料 五千六百五十円
- 3 授業料 年額 十一万八千八百円
- 4 諸経費 年額 六十五万円
- 八 その他

この募集について不明な点がある時は、青森県営農大校教務研修課(電話〇一七六 六二 三一一)に問い合わせること。

土地改良区の役員住所変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、島守土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年六月八日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事 坂 保		旧住所 八戸市南郷区大字島守字上江花沢一 新住所 八戸市南郷区大字島守字上江花沢一	平成三〇 ・五三〇

公 安 委 員 会

青森県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

平成二十三年六月八日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

青森県公安委員会規則第六号

青森県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県暴力団排除条例(平成二十三年三月青森県条例第九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の設定の基準となる施設)

第二条 条例第十七条第一項第五号の公安委員会規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二百二十四条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)

二 社会教育調査規則(昭和三十五年文部省令第十一号)第三条第十一号に規定する青少年教育施設

(勧告の方法)

第三条 条例第十八条の規定による勧告は、勧告書(様式第一号)により行うものとする。

(報告又は資料提出に関する手続)

第四条 条例第十九条の規定による報告又は資料提出の求めは、報告・資料提出要求書(様式第二号)により行うものとする。

2 公安委員会は、前項の場合において必要があるときは、口頭による報告(以下「口頭報告」という。)を求めることができる。この場合において、公安委員会は、その旨並びに出頭すべき日時及び場所を報告・資料提出要求書に記載して行うものとする。

3 条例第十九条の規定により報告又は資料の提出を求められた者(以下「報告・資料提出者」という。)は、公安委員会に対し、報告・資料提出書(様式第三号)を提出するものとする。ただし、前項の口頭報告を求められた者(以下「口頭報告者」という。)で、かつ、資料の提出を行わないときは、この限りでない。

4 公安委員会は、第一項の規定による求めを行うときは、報告・資料提出書の提出期限又は口頭報告の期日までに相当な期間をおくものとする。

5 公安委員会は、報告・資料提出者が提出期限までに報告・資料提出書を提出せず、又は口頭報告者が報告期日に出頭しないときは、報告又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

(口頭報告の聴取)

第五条 公安委員会は、前条第二項の規定により口頭報告を求めたときは、警察本部長が指定する警察職員に当該報告を聴取させるものとする。

2 口頭報告者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、報告日時等変更申出書(様式第四号)により口頭報告の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭報告の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭報告の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第二項の規定による申出を受けた場合で口頭報告の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかに、その旨を報告日時等決定通知書(様式第五号)により口頭報告者に通知しなければならない。

(公表の内容等)

第六条 条例第二十條第一項に規定する公表の内容は、同項各号のいずれかに該当する事業者等(以下「公表対象者」という。)の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに公表の原因となる事実とする。

2 前項の公表は、青森県報への登載及びインターネットの利用により行う。
(意見を述べる機会の付与に関する手続)

第七条 条例第二十条第二項の規定により口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えるときは、公表対象者に対し、意見の聴取通知書(様式第六号)により通知するものとする。

2 公安委員会は、前項の場合において必要があると認めるときは、口頭による意見の聴取を求めることができる。この場合において、公安委員会は、その旨並びに出頭すべき日時及び場所を意見の聴取通知書に記載して行うものとする。

3 公表対象者は、第一項の規定により意見書を提出する機会を与えられたときは、公安委員会に対し、申述書(様式第七号)を提出するものとする。ただし、前項の口頭による意見の聴取を求められた者は、この限りでない。

4 公表対象者は、口頭で意見を述べ、又は申述書を提出するに当たり、証拠資料を提出することができる。

5 公安委員会は、第一項の規定により通知するときは、口頭による意見の聴取期日又は申述書の提出期限までに相当な期間をおくものとする。

6 公安委員会は、公表対象者が口頭による意見の聴取期日に出頭せず、又は提出期限までに申述書を提出しないときは、意見がないものとして取り扱うものとする。

(口頭による意見の聴取)

第八条 公安委員会は、前条第二項の規定により口頭による意見の聴取を行うときは、警察本部長が指定する警察職員に当該意見を聴取させることができる。

2 公表対象者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書(様式第八号)により口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第二項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を意見の聴取日時等決定通知書(様式第九号)により公表対象者に通知しなければならない。

(代理人)

第九条 報告・資料提出者又は公表対象者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、報告・資料提出者又は公表対象者のために、報告若しくは資料

の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

3 報告・資料提出者又は公表対象者は、第一項の規定により代理人を選任したときは、代理人の資格について、代理人選任届出書(様式第十号)を公安委員会に提出して証明しなければならない。

4 報告・資料提出者又は公表対象者は、第一項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書(様式第十一号)によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

様式第一号

様式第一号 (第3条関係)

第 号	勸 告 書	年 月 日
殿		
青森県公安委員会 印		

青森県暴力団排除条例 (平成23年3月青森県条例第9号) 第18条の規定により、次のとおり勸告します。

勸告の原因となる事実	
勸告の内容	

この勸告を受けた者が正当な理由がなく当該勸告に従わなかったときは、青森県暴力団排除条例第20条第1項第1号の規定により、その旨を公表することがあります。

注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第二号

様式第二号 (第4条関係)

(表)

第 号	報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書	年 月 日
殿		
青森県公安委員会 印		

青森県暴力団排除条例 (平成23年3月青森県条例第9号) 第19条の規定により、次のとおり報告又は資料の提出を求めます。

報告又は資料の提出を求め理由	
報告又は資料の提出期限	年 月 日まで
報告又は提出資料の内容	
備 考	

報告又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

注1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注2) 口頭による報告を求める場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。

(裏)

報告又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく報告又は資料の提出を拒んだとき、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときは、青森県暴力団排除条例第20条第1項第2号及び第3号の規定により、青森県公安委員会は、その旨を公表することがあります。
- 2 報告・資料提出書には、報告・資料提出要求書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに報告又は提出資料の内容を記載して提出してください。
なお、口頭による報告を求められた場合で資料の提出を行わないときは、報告・資料提出書の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに報告・資料提出書の提出がないとき（口頭による報告の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、青森県公安委員会は、青森県暴力団排除条例施行規則（平成23年6月青森県公安委員会規則第6号）第4条第5項の規定により、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による報告を求められた場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、青森県公安委員会に対し、報告日時等変更申出書により、報告の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 報告又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できませんので、報告・資料提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に報告又は資料提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を青森県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による報告期日に出頭する場合は、この報告・資料提出要求書を持参してください。

様式第3号

（第4条関係）

報告・資料提出書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住 所
氏 名
印

青森県暴力団排除条例施行規則（平成23年6月青森県公安委員会規則第6号）第4条第3項の規定により、次のとおり提出します。

報告・資料提出要求書の番号及び日付	第 年 月 日
報告又は提出資料の内容	
備 考	

注1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注2) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

報告日時等変更申出書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所
氏名

印

青森県暴力団排除条例施行規則（平成23年6月青森県公安委員会規則第6号）第5条第2項の規定により、次のとおり報告の日時又は場所の変更を申し上げます。

報告・資料提出 要求書の 番号及び日付	第 年 月 日		号	年 月 日 時 分
	変更前	日時		
変更申出事項	変更前 場所	日時	年 月 日 時 分	変更希望 場所
		日時	年 月 日 時 分	
変更申出の理由				

注1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
注2) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

報告日時等決定通知書

第 号
年 月 日

殿

青森県公安委員会 印

青森県暴力団排除条例施行規則（平成23年6月青森県公安委員会規則第6号）第5条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

報告・資料提出 要求書の 番号及び日付	第 年 月 日	号	
<input type="checkbox"/> 報告の日時又は場所の変更決定			
変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
	変更後	日時	年 月 日 時 分
変更前 場所		場所	
変更後 場所		場所	
<input type="checkbox"/> 報告の日時及び場所の不変更決定			
報告の日時及び場所 を変更しない理由			

注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第6号 (第7条関係)

意見の聴取通知書	第 号
年 月 日	
慶	青森県公安委員会 印
<p>次のとおり意見の聴取を行いますので、青森県暴力団排除条例施行規則（平成23年6月青森県公安委員会規則第6号）第7条第1項の規定により通知します。</p>	
予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる項	
申述書の提出先	
申述書の提出期限	年 月 日まで
備考	
意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 申述書には、意見の聴取通知書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表の原因となる事実、その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。
- 2 意見を書き出すときは、証拠資料を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、青森県公安委員会は、青森県暴力団排除条例施行規則第7条第6項の規定により、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、青森県公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなたが意見を述べない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見の聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を青森県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。

注1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注2) 口頭による意見の聴取を行う場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。

青森県公安委員会 殿	住所 氏名	印
申 述 書	年 月 日	
意見の聴取通知書の番号及び日付	第 年 月 日	
公表の原因となる事実 その他当該事実の内容 について の 意 見		
備 考		

青森県暴力団排除条例施行規則（平成23年6月青森県公安委員会規則第6号）第7条第3項の規定により、次のとおり提出します。

注1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注2) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

青森県公安委員会 殿	住所 氏名	印
意見の聴取日時等変更申出書	年 月 日	
意見の聴取通知書の番号及び日付	第 年 月 日	
変更前 場 所	日 時	年 月 日 時 分
	日 時	年 月 日 時 分
変更希望 場 所		
変更申出の理由		

青森県暴力団排除条例施行規則（平成23年6月青森県公安委員会規則第6号）第8条第2項の規定により、次のとおり意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

注1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注2) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第9号 (第8条関係)

意見の聴取日時等決定通知書

第 年 月 日

青森県公安委員会 印

青森県暴力団排除条例施行規則 (平成23年6月青森県公安委員会規則第6号) 第8条
第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

意見の聴取通知書の番号及び日付	第 年 月 日
-----------------	---------

意見の聴取の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前		変更後	
	日時	場所	日時	場所
	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分	

意見の聴取の日時及び場所の不変更決定

意見の聴取の日時及び場所を変更しない理由	
----------------------	--

注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第10号 (第9条関係)

代理人選任届出書

第 年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所氏名 印

私は、青森県暴力団排除条例施行規則 (平成23年6月青森県公安委員会規則第6号) 第9条第3項の規定により、次の者を代理人として選任し、報告若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

報告・資料提出要求書又は意見の聴取通知書の番号及び日付	第 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
当事者等の関係	

注1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
注2) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（第9条関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所
氏名

印

私の代理人は、その資格を失ったので青森県暴力団排除条例施行規則（平成23年6月青森県公安委員会規則第6号）第9条第4項の規定により届け出ます。

報告・資料提出要求書 又は意見の聴取通知書 の番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	

注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭